

報告第一七九號

門司港に於ける舁船船頭労働争議

27
22

門司港に於ける舁船（雜貨舁船）船頭労働争議

- 一、争議發生の場所 門司港
- 二、争議發生年月日 昭和八年十二月七日
- 三、争議解決年月日 同 年十二月十一日
- 四、争議當事者

關門船舶運送業組合 (組合員數 三四)

關門舁船船頭組合 (組合員數 三二〇)

關門舁船船主組合 (組合員數 一〇五)

五、門司港に於ける舁船運送業の概要

門司港に於ける舁船運送業には雜貨舁船（約六五〇艘）内
 約五〇〇艘が門司側）と石炭舁船（約二四〇艘）との二種
 類あり今回の争議は雜貨舁船なり。而して其の船頭に依り
 組織したるものが船頭組合であり、船主の組織せられたる